

平成24年 第9回

教育委員会定例会会議録

平成24年9月11日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2357号

平成24年第9回定例会

日 時 平成24年9月11日（火） 午前10時00分 開会
場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委員長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶 務 課 長	奥 野 佳 宏
	教育政策担当課長	山 本 睦 美
	学校施設計画担当課長	大久保 光 正
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	生涯学習推進課長	白 井 隆 司
	国体推進担当課長	上 村 隆
	図書・文化財課長	沼 倉 賢 司
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	遠 藤 由香里

「議題等」

日程第1 請願又は陳情

私立幼稚園保護者の教育費負担軽減に関する請願

日程第2 会議録の承認

第2349号 第9回臨時会（平成24年4月24日開催）

日程第3 審議事項

1 議案第34号 港区スポーツセンターの教育財産の用途廃止について

日程第4 教育長報告事項

1 平成24年度春の通学路点検の実施結果について

2 港区スポーツセンター管理運営計画（案）について

3 港区社会体育優良団体表彰について

- 4 生涯学習推進課の8月事業実績について
- 5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 6 2020年オリンピック・パラリンピック東京招致気運醸成事業について
- 7 港区立港郷土資料館の臨時休館について
- 8 港区立港郷土資料館特別展開催中の開館日の変更について
- 9 図書館・郷土資料館の8月行事实績について
- 10 図書館の8月分利用実績について
- 11 他自治体の小中一貫教育校等への視察報告について

「開 会」

○澤委員長 おはようございます。

ただいまから平成24年第9回港区教育委員会定例会を開会いたします。

皆さんご存じのように、まことに残念ですけれども、中学生の自殺という痛ましいことがまた起きております。本当に残念だと思います。

港区では、8月の末に小学校6年生の水泳記録会、それから、この間の土曜日、中学校の水泳記録会。小学生の一生懸命泳いでいる姿はすごく清々しく感じました。中学校の場合には1年から3年までの代表ということでしたが、土曜日の中学生の泳ぎを見たときは、すごくたくましく豪快な泳ぎで、たった2年か3年の違いで、この時期の1年、2年の子どもの成長の素晴らしさを改めて感じさせていただきました。子どもたちの成長を目のあたりにして教育の重要性を改めて感じました。

○教育長 幼稚園の水泳記録会も非常にかわいらしかったです。

○澤委員長 そうですか。

それでは、日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 本日の署名委員は、綱川委員、よろしくお願いいたします。

第1 請願又は陳情

私立幼稚園保護者の教育費負担軽減に関する請願

○澤委員長 日程第1ですけれども、請願又は陳情に入ります。

平成24年8月27日付で請願が提出されております。本日は、同日付で受理いたしました請願、皆様のお手元にある教育委員会資料ナンバー1について、請願者の方から趣旨説明の希望がございましたので、本日お伺いしたいと思っております。

まず、趣旨説明を受ける前に、書記に請願書を朗読してもらいます。よろしくお願いいたします。

○書記 2枚目の文書を読ませていただきます。

私立幼稚園保護者の教育費負担軽減に関する請願

趣旨 私立幼稚園保護者の教育費負担を軽減し、公私立幼稚園格差解消のためにも、平成25年度の助成金のさらなる増額をお願い申し上げます。

理由 港区においては、昨今の厳しい財政状況の中、平成24年度には保護者の補助金の助成に多大なご配慮をいただき、誠にありがとうございました

しかしながら、平成24年度の区内私立幼稚園保護者の教育費平均負担額は月額3万7,671円で、公立幼稚園保護者負担額との格差は依然月額3万2,864円となっております。ぜひとも、この私立幼稚園保護者の教育費負担の重さをご理解いただき、全保護者が保

育料の額にとらわれることなく、各幼稚園のそれぞれの特色ある保育内容や子供の個性に合わせて幼稚園を選択できますよう、格差解消に向けて引き続きご尽力賜りますよう切望いたします。

○澤委員長 それでは、請願者を代表して、港区私立幼稚園PTA連合会会長の井上晶子さんから趣旨及び補足説明を受けることといたします。それでは、よろしく願いいたします。

○請願者代表（井上） 皆様、おはようございます。港区私立幼稚園PTA連合会の会長を務めております井上晶子と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

港区におかれましては、日頃より私立幼稚園及び当該保護者に対しまして、教育費の助成を初めさまざまなご支援をいただいておりますことを、PTAを代表いたしまして心より御礼申し上げます。

また、港区私立幼稚園PTA連合会が所属しております東京都私立幼稚園PTA連合会という組織において、保護者負担軽減事業費補助の基準に関する要望書というものを9月6日付で東京都知事宛てに提出しておりますが、東京都からの補助金を港区内の多くの保護者が受けられず、港区からの助成に頼っているのが現状でございます。昨今の厳しい経済状況にもかかわらず、区の補助金制度は本当にありがたく、重ねて感謝申し上げます。

早速ではございますが、ただいま読み上げていただきました私どもの請願内容について補足説明をさせていただきます。

私どもで算出したしました港区の私立幼稚園の今年度の月額平均保育料は3万7,671円です。これは、年度初めに明らかになっている保育費用をもとに計算しているものでございます。ただし、各園において、年度途中で、この保育料に含まれないさまざまな経費ですとか、それぞれの園独自に発生する費用があるのは事実であり、実際はこの額以上となるのは明らかです。経済不況の中にあつて値上がりした園もあれば、ご努力から負担が少なくなった園もありまして、平均保育料自体は昨年度の月額3万7,710円を若干下回ることとなりましたが、依然、保護者には大きい負担であることには変わりありません。

公立幼稚園との格差ということから言いますと、資料②にもありますが、月額にして3万2,864円。ただし、港区からの補助金制度のおかげで、課税額の最も高い層で平成24年度は月額1万6,350円の補助をいただけるとのことですので、実際の格差としましては、月額1万6,514円となります。長い請願の歴史の中で、保育料の2分の1までの助成の達成ですとか、所得制限の撤廃などが実現しましたことを大変感謝しております。ありがとうございます。

平成10年12月にさかのぼり、港区と港区私立幼稚園連合会とが、公私立幼稚園間の保育料等納付金負担の格差解消に向けた確認書を交わしております。また、その後も、港区教育委員会におかれましては、保護者負担金の格差解消に向けて前向きに取り組んでいただいているものと深く認識しております。そして、今年度は昨年を超える1万7,400名以上もの請願のための署名が集まりました。この署名の重みは、港区民の関心の高さ、保護者の切実な思いをあらわしていることにほかならないと確信しております。ぜひとも、今後もさらなる補助金の増額、並びに格差解消に

向けた進展を切望いたします。

幼児期の過ごし方がその後の人格形成においても重要であることは明らかです。本年3月に策定された港区幼児教育振興アクションプログラムにもあるように、幼児期の教育のさらなる充実を目指す港区の取り組みを大変心強く思っております。港区の私立14園と区立12園の中から、その特色や個性が我が子に合った園を、費用負担の心配や不公平感を感じることなく、それぞれの家庭が納得のいく教育環境を選択できるよう、私ども港区私立幼稚園PTA連合会は、公的支援の格差解消と保護者負担の格差解消を全保護者を代表しまして切にお願いする次第でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で補足説明を終わります。

○澤委員長 ただいまの請願とその補足説明に対しまして、井上さんにお聞きになりたいこととかありましたらお願いします。

○小島委員 公立の幼稚園の子どもも私立の幼稚園の子どもも、私立の場合は他区から来ている子どもも若干いますが、いずれも同じ港区の子どもであるという観点から、公立、私立にとらわれることなく、大事な幼児期により豊かな教育を受けてもらえる、そういう意味での今回の請願は我々もよく理解できるので、この趣旨並びに理由自体は、私はこの内容でよろしいのではないかと思います。

ただ、公立と私立の教育費の負担の差額等について、従前、私立幼稚園側との話し合いで、格差の2分の1まで、それ以上のプラスアルファも含めて、2分の1の補助については、私立幼稚園側のご要望はクリアしたわけですね。さらに、昨年でしたか、一昨年でしたか、特に要望が強かった所得制限も撤廃したということで、こちらの認識としては、私立幼稚園側のご要望のほとんどはもうクリアできたのかなということなのですが、しかし、さらなる補助金をということなのですが、そう考えた場合、私立幼稚園に通わせたいということは、例えば、私立幼稚園には、キリスト教、仏教その他宗教関係の幼稚園、あるいは、私立小学校の附属幼稚園とか、さまざまな幼稚園があるわけですが、それを選択するということは、その親御さんが自分の子どもにどのような教育を受けさせたいのか、あるいは、あなたのおっしゃっているように、お子さんの性格なり能力に、どこが一番合っているのかということをも十分判断しながら選択するわけですね。そうした場合には、「素晴らしい教育を受けさせるのだ」という以上は、ある程度の負担もいたしかたないことなのかなという感じはするのです。去年おいでいただいた会長さんとお話したのですが、「限りなくゼロに近いところまで望めたら望みます」と言っていたのですが、やはりある程度の負担はご覚悟で私立へ入れさせているのだらうと思うのです。あなたに聞いて申し訳ない気もしないではないのですが、その辺はどうなのでしょう。

○請願者代表（井上） そうですね。実際問題、私立幼稚園の保育料が区立に比べて高いということは認識した上で選んでいる保護者が大半だと思います。ただ、理想を言いますと、保育料の金額云々で選択すべきではないというのが大前提で…。

○小島委員 確かに、「全保護者が保育料の額にとらわれることなく、各幼稚園にそれぞれの特色ある保育内容や子供に個性に合わせて幼稚園を選択できますよう」ということなのですが、どうなの

でしょう。これはまた意地悪な質問になってしまうのかも知れませんが、保育料の額の問題で自分の受けさせたい幼稚園に行けないというようなことは結構あるのでしょうか。

○**請願者代表（井上）** 全ての保護者の方に聞いているわけではないので、あくまでも私の知っている範囲の中から申し上げれば、もちろん区の補助というのがありますし、実際、何とかやりくりをしてでも通わせたい方はやはり私立を選んでいるということはあります。ただ、私の周りにはそういう方はいらっしゃらないけれども、もしかしたら、子どもの行きたい学校があるけれども、保育料が高い、それから、教材が高かったりとか、捻出できなくて断念される方というのは可能性としてはいらっしゃるとは思います。

○**小島委員** もしそういう方がいらっしゃるのだったら、私自身もそれは何とかしてあげたいという気はするのですが、一般的な補助金のあり方の議論とこれは少し違うのではという気がしないでもない。そういう感じを受けます。

○**澤委員長** 私どもも、毎年、私立幼稚園のPTA会長さんからこういう請願をいただいています。今の小島委員の質問に関連するのですけれども、「何で私立幼稚園を選ばれたのですか」という質問に対して、やはり一番多いのは「教育方針に魅力がある」、その次に「3年保育」と。今の小島委員の意見に対して私なりに補足すると、教育方針がいいかどうかということになると、それぞれの保護者、ご家庭で価値観もあるので何とも言えないのですけれども、3年保育ということになると、今、区立も7園3年保育を実施していますが希望が多く、入りたくても入れない状況です。そういう方が、やむを得ず高い私立幼稚園に行くと言ったらまた怒られてしまいますけれども、そういうケースがあるとなると、それはそれなりに考えなければいけない。ただ、小島委員が言われているように、本当に一律に補助することがいいのか。例えば奨学金みたいに本当に困っている人に補助をするような制度の方がいいのか。その辺は、こちらとしても何がいいのかと思います。言われているように、公立と私立、公立は、もちろん文部科学省の学習指導要領に基づいて、区民の皆様が納得いくような教育をという意味で教育をしていますけれども、私立はそういうのにはとらわれない独自のカラーがあります。だから、そういうところに行きたいという方がおられるのも当然だろうと思います。では、そういうところに行きたくてもいけないという方に対してどう援助、支援するかということも一つの考え方なのかなと思うのです。それぞれのご家庭が自分の子どもにとって一番いい道を選択できるということが大事なことだと思います。

鍛冶さん、何か補足説明はいいですか。

○**請願者代表（鍛冶）** 私も同じ気持ちでありますので、よろしく願いいたします。

○**澤委員長** ほかに何かございましょうか。井上さんもよろしいですか。

○**小島委員** いただいている資料④の「平成24年度東京都区別補助金交付状況」は、どのように分類してどう項目を立てたのかよく分からないのです。一つ一つはそういうことなのでしょうけれども、どういう脈絡でこのような分数としているのか、例えば、入園助成・補助・祝金がない区が3区と。千代田区、中央区、我が港区も入っているのですね。こういうのをぽんと出されてしまうと、港区は補助も何もしていないのかと思ってしまう。ところが、港区は23区の中ではある程度

突出して私立幼稚園に補助金を出しているのです、その補助金は、何がいくら、何がいくらというふうに分かれているのではなくて、全体としての補助金としてかなり大きいものになります。

○**請願者代表（井上）** 分かりました。入園料も含めた計算……いただいて……。

○**小島委員** だから、入園助成・補助・祝金がない区というのは3区で、港区も入っていると書かれると違和感があります。

もう一点。資料②の入園料・考査料を24カ月で割っていますね。私立幼稚園は3年保育なのだから、これは36で割らなければいけないのではないのでしょうか。

○**請願者代表（井上）** 公立幼稚園と比べるということで24カ月で…。

○**小島委員** 比べるという意味で24で割ったと。しかし、私立は3年保育なので、36で割らないと正確ではないですよ。

○**請願者代表（井上）** そうですね。ほぼ3年なのですが、中には2年を受け入れている幼稚園ももちろんございまして…。

○**小島委員** そうですか。細かいことでまことに恐縮です。

○**綱川委員** それでは、資料④のところですけれども、これ以外に区から運営施設側に相当額の補助金が出ていると思うのです。それをこの請願を出されている保護者の方々がよく存じていらっしゃるかがここではちょっと分からないのですが、その辺もほかの区と比べてどうかというのもちょっと書いておいていただけるとよりありがたいかなと思います。

○**請願者代表（井上）** 私立幼稚園連合会と私どももよく話し合いをしております。

○**澤委員長** いずれにしても、最近、私立の幼稚園の先生方と港区の幼稚園の先生方との交流なども、教育委員会として積極的にやっというところで、言われているように、私立と公立がよい意味で刺激をし合って、将来の日本を背負って立つ子どもたちの基盤になる教育をしていきたいと思えます。

○**小島委員** いつも言うのですが、共存共栄、そのためにはどうしたら良いのかということをお互いに譲り合わなければいけない。この件では、同じ港区の子どもなのだから、予算の範囲内でするだけ補助金を出すというのは当然のことだと思うのです。

○**教育長** 今お話しいただいたように、この資料③にあるように、私立幼稚園14園の中には、港区外在住の方が率として高いところと、ほとんどが港区内のお子様を預かっているところと色々あるわけですね。ご承知のように、今、港区の幼児人口は非常に増えている。そういう中で、私立幼稚園の皆さんにも頑張っていただかないと、港区の子どもたちが幼稚園に行けないという状況があるのです。おかげさまで、私立幼稚園連合会の皆様のご理解もいただいて、3年保育を実施する公立幼稚園も年々増えてまいりまして、来年度もぜひとも増やしたい。そうでないと区民のニーズに応えられないという状況になっています。それでもまた約150人程度3年保育に入れないお子さんがいるというのが現実ですので、一緒になってその拡大、あるいは量だけではなくて質の向上も図っていかねばならない。

これはPTAの皆さんにお話をする事ではないのですけれども、港区の私立幼稚園には総園児

数が約2,000人いて、うち、区民が約1,400人入っているのですね。大変な数が入っているのですけれども、少しでも港区在住のお子さんが私立幼稚園の方にもたくさん入っていただけますように、区としても補助金のことはもちろん、私立幼稚園側と一緒に、こうして一緒に幼児教育の充実を図っていきたくと思っています。私立幼稚園側も、港区内の子どもさんをより多く受け入れていただけるように、PTAの皆さんからもご尽力いただければありがたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い致します。

○澤委員長 よろしゅうございますか。では、どうもありがとうございました。

○請願者代表（井上） ありがとうございます。

○澤委員長 それでは、「私立幼稚園保護者の教育費負担軽減に関する請願」の趣旨説明につきましては終了とさせていただきます。

この件につきましては、事務局の方でも適切な対応をよろしくお願いいたします。

井上さん、鍛冶さん、ありがとうございました。ご苦労さまでした。

（請願者退席）

第2 会議録の承認

第2349号 第9回臨時会（平成24年4月24日開催）

○澤委員長 それでは、日程第2、会議録の承認に入ります。

平成24年4月24日開催の第2349号、第9回臨時会の会議録につきましては承認ということではよろしゅうございましょうか。

（異議なし）

○澤委員長 それでは、承認することに決定いたしました。

第2 審議事項

1 議案第34号 港区スポーツセンターの教育財産の用途廃止について

○澤委員長 続きまして、日程第3、審議事項に入ります。

お手元の議案第34号、「港区スポーツセンターの教育財産の用途廃止について」。生涯学習推進課長、よろしくお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、ただいま議題となりました港区スポーツセンターの教育財産の用途の廃止についてです。議案の資料ナンバー1をご覧ください。

本案は、港区スポーツセンター敷地について、芝浦港南地区総合支所に所管換えをするため、教育財産の用途を廃止するものです。

資料にございます1の「用途廃止する財産の表示」でございます。教育財産であり、スポーツセンターです。所在地は、港区芝浦三丁目11番の3で、土地11,400.69平米となっております。

「用途廃止の理由」でございます。田町駅東口北地区土地区画整理事業では、事業者である港区、

東京瓦斯株式会社、東京モノレール株式会社間の合意が整いまして、平成24年4月1日に仮換地指定を行いました。その結果ですが、港区は所有権を従前地の芝浦三丁目の今のスポーツセンターの借地に残したまま、所有権の効果である使用収益権を新しい芝浦一丁目の仮換地先に移行し、施設整備を行うことができるようになりました。4月から公共公益施設については工事を再開しています。これまでスポーツセンターの敷地は教育財産として管理してきましたが、このたびの仮換地指定とともに、芝浦港南地区総合支所に所管換えを行うことが決定したため、教育財産の用途を廃止することをお願いするものでございます。なお、現在のスポーツセンターの敷地につきましては、東京瓦斯株式会社と使用貸借契約を締結しまして、これまで同様の運営を行ってございます。

「廃止予定日」でございまして、平成24年10月1日を予定しております。

添付書類をつけてございます。添付書類をご覧ください。A3判の別紙1の資料でございまして。こちらの方は、田町駅東口北地区土地区画整理事業の概要を示してございます。

1の事業名称でございまして、田町駅東口北地区土地区画整理事業で、施行者は独立行政法人都市再生機構になってございます。施行面積は約7.7ヘクタールとなっております。

次に、資料の別紙2をご覧ください。別紙2は、区画整理事業の仮換地の地図になってございます。赤い線で囲んでいるところが東京瓦斯の仮換地、青いところの線が港区の仮換地を示してございます。また、黄色いところは東京モノレールの仮換地になってございます。

恐れ入ります。別紙3の仮換地指定後の当面の宅地利用の資料をご覧ください。仮換地指定後になります。向かって右側の青い部分、①、②のあたりになります。新しい施設を建設してございます。この新しい施設を建設するに当たり、この土地の権利を全て芝浦港南地区総合支所に集約する必要があります。今回の手続をお願いするものでございます。

なお、先程もお話しさせていただきましたスポーツセンターの営業につきましては影響はございません。通常どおりの営業を行っております。

説明は以上です。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 それでは、ただいまの説明に対しましてご質問等ありましたらお願いいたします。

○綱川委員 3.1.1の東日本大震災の発生によって1年間ぐらい事業が遅れましたが、本来なら、去年やっていたものですか。

○生涯学習推進課長 工期が1年遅れた関係がございまして、本来であれば、昨年度中に行うものでした。

○小島委員 これによって教育財産から芝浦港南地区総合支所に所管換えをするということですが、なぜ総合支所に所管換えするのですか。この説明文ですが、この「よって」の上と下の文章が何で「よって」でつながるのか良く分からないのです。

○生涯学習推進課長 仮換地後の新しい移転先、芝浦一丁目ですが、複合施設になっておりまして、建物としては、全てが芝浦港南地区総合支所の所管になります。そのため、従前もっていた権利を全て芝浦港南地区総合支所へ集約しまして管理するものです。

○小島委員 スポーツセンターだけではなく、色々な複合施設で、総合支所がその建物を所有する

と。だから、敷地も総合支所だと。分かりました。

○生涯学習推進課長 今回、旧芝浦小学校の部分も対象になります。ここの箇所は現在企画経営部契約管財課が普通財産として所有していますが、こちらの方もあわせて芝浦港南地区総合支所が管理することになります。

○澤委員長 それでは、採決に入りたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

議案第34号につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第34号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

第4 教育長報告事項

1 平成24年度春の通学路点検の実施結果について

○澤委員長 次に、日程第4、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「平成24年度春の通学路点検の実施結果について」。学務課長、よろしくお願いたします。

○学務課長 それでは、平成24年度春の通学路点検の実施結果についてご報告いたします。資料ナンバー2になります。

港区では、毎年春と秋に小学校において通学路点検を行ってございます。特に今年度の春につきましては、各地で起きました通学途中の子どもたちの痛ましい事故を受けまして、文部科学省から交通安全の徹底について通知があり港区においても、緊急合同点検と位置づけて、実施したところでございます。

通学路点検は、学校を中心として、PTA、総合支所、警察、町会・自治会という幅広い方々のご協力を得て実施してございます。春の実績は、表のとおりでございます。

4番の学校からあげられた主な意見ですが、ガードレールの設置や放置自転車の撤去などマナー的なことも含め非常に多岐にわたってございます。例年は、各学校から関係機関に改善を要請しているところでございますが、今回は、全体を取りまとめて、教育委員会からも関係機関に改善依頼をしております。現在、関係機関では前向きに取り組んでいただいていると伺っておりますので、多くの改善がなされるものと思っております。

5番の要望に対する改善の状況ですが既に、現時点で改善が進められている例ということで挙げさせていただきました。そのほかに、現在検討中のものもございしますが、しっかりと取り組んでいただければと思っております。

なお、既に秋の点検がスタートしてございます。これにつきましては、改善後の状況などを確認しながら、また新たな視点で点検していただくことになってございます。

今回、特徴的だったのは、写真等をふんだんに使って、非常に分かりやすく報告いただいていることです。これに関係機関にお送りすることで非常に分かりやすくなり、具体的に改善につながる

ものと思っております。また、点検結果を基に、各学校では、子どもたちや保護者に向けての安全マップをつくっており、写真等を使うことによって子どもたちにより分かりやすいものとなり、安全の確保につながると思っております。

他に、信号の長さについて指摘があり、具体的には仙台坂上の交差点の信号について警察で再確認するというようなお返事をいただいているところでございます。

あと、区民の方から私どもに「大勢の人で何をしているのか」という問い合わせがあったのですが、お話を聞くと通学路点検だったようです。港区の取り組みを説明したところ、子ども安全確保にしっかり取り組んでいることを評価していただきました。

説明は以上でございます。

○澤委員長 通学路点検の実施結果につきまして説明をもらいましたが、何かご質問等ございましたらお願いします。

○小島委員 今の説明で、通学時間帯だけ歩行者の青信号の時間を延ばすとか、信号サイクルを見直すとかそういうのは可能なのですか。

○学務課長 どうなっていくかというのは詳細には分かりませんが、時間帯で部分変更ができるのかとなると、現地の状況からいくと簡単にはできないのかなと思います。

○小島委員 よくやっていますよね。なかなか変えられないのですね。

○綱川委員 私は、毎日のようにここを通っているのですが、最近、麻布十番の方から上がってくる一方通行の方の渋滞が少なくなったのです。昔は、そちらから来るほうの青信号の時間がすごく短かったので、そうなんだというふうに今気がついたので。大きい通りと細い通りで時間差があったのでうまく変えたのだと思いますね。それから、元麻布ヒルズとかできてしまって交通量が多くなってしまったのだと思うのですけれども。

○学務課長 あそこは抜け道となっており、氷川神社の方からタクシー等が多く通行し、渋滞となることが多かったと思います。

○綱川委員 その中で子どもたちが通学していたのですね。

○澤委員長 今、学務課長が、従来から各学校ごとに警察や町会も含めてやっているとのことでした。そこでは町会の方もサポートしていただける。警察もすぐにできることはやってくれる。それプラス、教育委員会がまとめて対応する。それは非常にいいことだなと思ったのです。それはどういう手順で、また全てについてやっているということですか。

○学務課長 ある程度相手先というのが決まってきます。それは、警察署や道路管理者などになりますけれども、そういったところに、学校だけではなくて港区の教育委員会としてしっかりと要請するということが、より子どもたちの安全確保につながるのではないかとということです。

○澤委員長 例えば、警察ごとに関連する項目を教育委員会としてまとめて、例えば、赤坂警察署管内なら赤坂警察署に要望するということですね。

○永山委員 先程の報告書は写真つきですごく見やすかったのですが、そういう報告の書式みたいなものがあるのですか。それとも学校によって違うのですか。

○学務課長 書式で定めていますのは、報告用の表だけでございます。それに地図をつけていただきたいということでお話ししたところ、このように写真をつけてこられたということです。全てがそうではありませんが、地図に文字であらわしている学校もございます。写真を使っている学校が増えてきているということで紹介させていただきました。

○永山委員 それはどなたが作られるのですか。

○学務課長 素人ではなかなかできないような技術を使われている学校もございましたので、おそらく、PTAの校外指導部の中に技術をもった方がいるのかなと思います。

○綱川委員 前回報告を受けた時も気になったのですけれども、「実施体制」のところに「各学校を実施主体とし、PTA、道路管理者、警察及び町会・自治会等」と書いてありますね。具体的に学務課の方から「この調査をなさい」というときにどのような指示をしているのか。というのは、学校によって、小規模校でも参加人数が40人というところもあるし、大規模校でも十何人というところもあるだろうし温度差があるとは思いますが、どうせ実施するのなら全校が力を入れてやっていただきたいと思うのです。その辺の実施方法についてはどういうふうに学校へ依頼しているのでしょうか。例えば、今の青南小学校は素晴らしいと思います。いい所を例に挙げてそういうのをやっていかないと、せっかく時間をかけて色々な人を巻き込んでやっているのだからと思うのですけれども、いかがですか。

○学務課長 おっしゃるとおり、ただ、「やってください」という依頼だけではなかなか広がりがありません。通学路点検の目的や方法を明確にした上で各学校に依頼をしてございます。全てにおいてこうしてくれとはなかなか言えませんけれども、写真を使うなどより分かりやすい工夫をさせていただいております。

○教育長 先日の定例校園長会では、学務課長がこの点検結果と2学期の方の点検の依頼というものを全校園長に説明をして、依頼をしております。港区のこの通学路点検というのは、総合支所、警察、町会、それから、PTAとか学校は主催者ですから、かなりしっかりやっているのですね。かなりしっかりやってきたからこそ、より分かりやすく表現しようということで、PTAも写真等の表現に工夫を凝らしているわけで、これはますますしっかりやっていくということが大事です。通学路も、港区の学校は、学校によって学区の広さは違います。それから、交通量の激しい道路に接しているところ、あるいは細い道路が多い山とか坂とかがある学校、学校によってさまざまな特色を持っておりますので、なかなか1日では回りきれないだろうと思いますけれども、今後も、子どもたちの安全を守るのだという意思で、これは学校だけ、あるいはPTAだけではとてもできることではないので、色々な関係機関と協力しながら力を入れてやっていってほしいと思います。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしゅうございますか。

2 港区スポーツセンター管理運営計画（案）について

○澤委員長 次に、「港区スポーツセンター管理運営計画（案）について」。生涯学習推進課長、よろしく願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、港区スポーツセンター管理運営計画（案）についてご報告をいたします。

現在、田町駅東口北地区公共公益施設においてスポーツセンターの整備が進んでおります。田町駅東口北地区公共公益施設では、芝浦港南地区総合支所のほかに、介護予防総合センター、男女平等参画センター「リーブラ」などの整備がされております。各担当課におきましては、管理運営計画、ソフト面の計画について策定を現在検討しているところでございます。今回、検討途中の段階ではございますが、経過報告といたしますか、検討の方向性をご報告させていただきます。

それでは、資料ナンバー3の港区スポーツセンター管理運営計画（案）に基づきご説明をいたします。

まず、向かって右側の青い箇所をご覧ください。現在のスポーツセンターです。設置目的は、「区民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上に寄与する」という目的としてございます。

それから、当時から行ってきた運営についてでございます。

その左側にありますが、「スポーツセンター開館当時の社会状況」になります。スポーツセンターは、昭和50年3月に開館しております。ですから、その構想・整備につきましては昭和40年代に進められたものでございます。その後、社会変化がいくつかございます。スポーツに関心を持つ人々の年齢の幅が拡大するなどの変化がございました。そして今回、区民参画組織による検討会を経て新しいスポーツセンターが計画をされております。新しいスポーツセンターは、基本構想、基本計画、基本設計を経ております。基本構想、基本計画におきまして、「する・みる・支える」スポーツで生涯スポーツの実現を目指すとしております。

現在のスポーツを取り巻く計画となります。左側でございますが、国においては、スポーツ基本法とスポーツ基本計画が新たにできております。港区でもスポーツ推進計画が平成24年3月に策定されております。港区のスポーツ推進計画を少し詳しく記載をさせていただきます。

これまでのスポーツセンターの基本構想・基本計画・基本設計を踏まえ、また新たな現在のスポーツを取り巻く計画を加味しまして、管理運営の基本方針を定めることとしてございます。

ページをおめくりください。まず、管理運営の基本方針の考え方としまして、「する・みる・支える」の要素から整理をしております。「する」スポーツとしまして、誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動を促進します。スポーツを通じた仲間づくり、地域づくりの場とします。また、「みる」スポーツとして、スポーツ観戦の機会を創出します。「支える」スポーツとして、スポーツ活動を支援する環境を整備します。これらを基本方針として掲げることを考えております。

また、その基本方針に基づいた事業イメージや目的を今回例示してございます。

そして、その基本方針を受けまして、具体的な取り組みにつきましても、「する」「見る」「支える」の区分で整理をしております。

「する」としまして、利用者ニーズの高い教室を新たなノウハウによる指導により開催します。また、2番ですが、開館時間の変更を検討しております。現在、朝9時から夜9時半までが開館時

間となっております。これを朝8時半から夜10時半までに開館時間を延ばすことを検討しております。3番目ですが、休館日の変更です。現在、月2回休館日を設定してございますが、月1回の休館日に変更することを検討しております。また、区民無料公開日に在勤者・在学者の有料入場を検討しております。また、在学者料金の設定です。現在、在住者・在勤者の設定しかございませんが、在学者の料金を新たに設定することを検討しております。また、登録カードにつきましては、現在有効期限がございません。こちらの方、有効期限を設定するような形で検討しております。また、団体利用の区分の変更など、それから、卓球場、バドミントン場のコート貸し、台貸しなどを検討しております。

また、「みる」として、大会、練習の誘致。それから、円滑な大会等の運営、動線の配置など、それから、施設予約期間の配慮などを検討しておるところでございます。

「支える」としまして、応援マナーとスポーツボランティアの育成、それから、スポーツ・レクリエーション情報の提供の仕方を検討しているところでございます。

こうした取り組みによりまして、資料の左側になりますが、利用者・利用団体からの要望をこの間受けております。開館時間の延長ですとか、休館日の縮小、在学者料金の設定などの要望を受けております。こうした具体的な取り組みによって、こちらの方の要望を解消することを検討しております。

また戻りまして、他施設との連携でございます。複合施設の介護予防総合センターとの連携、それから、小中学校、子ども家庭課、障害者福祉課、健康増進センター等との連携。また、体育協会、キスポーツ財団との連携を検討しております。

次、指定管理者制度でございます。現行のスポーツセンターは指定管理者制度を導入しています。これまで安定的に施設管理を行ってまいりました。新しいスポーツセンターにつきましても、民間事業者が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用し、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や、また効率的で効果的な区民サービスを提供できるよう、引き続き指定管理者制度の導入を検討していくものでございます。あわせて、指定管理者が幅広い区民を対象に教室事業などを積極的に開催できるよう、指定管理者のインセンティブとなる利用料金制度の採用について検討しているところでございます。

これらの検討項目を現在庁内で検討してございます。こちらの方を検討しまして、「する・みる・支える」スポーツで生涯スポーツの実現を目指していきたいと考えてございます。

現在の港区スポーツセンターの管理運営計画案の検討状況でございます。報告につきましては以上でございます。

○澤委員長 港区スポーツセンター管理運営計画（案）について説明をもらいました。何かご質問等ありましたらお願いします。

○綱川委員 今、指定管理者というのはk i s s ポート財団ですよね。

○生涯学習推進課長 はい。

○綱川委員 それで、他施設との連携のところに「k i s s ポート財団との連携」と書いてあるの

ですけれども、指定管理者との問題がどうなのかというのが一つ。

あと、その下の「指定管理者制度」のところに、「指定管理者のインセンティブとなる利用料金制度の採用を検討します」と書いてあるのですけれども、「指定管理者のインセンティブとなる利用料金」の意味が分からないのと、これを見ていると、指定管理者が勝手に収益事業ができるような感じに読めるのですけれども、その2点、いかがでしょうか。

○生涯学習推進課長 まず、k i s s ポート財団との連携でございます。こちらの方は、現在の指定管理者はk i s s ポート財団となっております。k i s s ポート財団の指定管理は、平成26年3月まで指定管理者として選定されております。その後につきましては、新たな指定管理者を公募により選出するというにいたしております。このままk i s s ポート財団の方が次の指定管理者に指定されて継続できれば、指定管理者としてこちらのスポーツセンターの管理運営をしていくときに、また区のスポーツ推進事業の中で連携することができます。仮にほかの事業者が指定管理者としてこのスポーツセンターを運営したとしても、k i s s ポート財団は 港区教育委員会の関係機関として、スポーツのとっかかり、入門として、区民が広く参加できるスポーツの事業を進めるという役割もでございます。

続きまして、利用料金制についてでございます。利用料金制ですが、今回、私どもの方で課題としてお示ししているところは、現在のスポーツセンターは、利用者から支払われる入場料収入は全て区の歳入となります。スポーツセンターの管理運営に必要な経費につきましては、指定管理料として、入場料収入とは関係なく全額指定管理者に支払います。そのため利用促進に関して、言葉はちょっと悪いですが、事業者は積極的にもうけなくても赤字にはならないということが現行の事業の仕組みとなっております。そのせいか、事業の質とか量が低いのではないかと、そういうのを高めていく必要があるのかなというところで課題認識をもち、利用料金制度を採用し、事業者が創意工夫を積極的に行うようにしたいと考えております。

ほかの23区の状況につきましては、23区中18区がスポーツセンターに利用料金制度を導入して採用してございます。残りの5区が採用していない、いわゆる現行の収入は区の歳入となり、事業者は区から指定管理料をもらうというような形をとって施設を運営するのが4区、直営が1区という状況になってございます。ほかの区と比較をしまして、教室系の事業が少ない状況にございますので、そうしたところに力を入れて、より事業者のサービスの向上に取り組む仕組みが必要かなと課題認識をもって利用料金制の採用を検討しているところでございます。

○綱川委員 関連で。指定管理者と、よく分からないのですけれども、公設民営みたいな感じに聞こえてしまうのですけれども、それとは違うのですね。

○生涯学習推進課長 いわゆる施設を貸与する公設民営とは違います。あくまでも指定管理者制度として事業を行う。こちらの方から指定をする事業と、指定管理者が自主性を発揮してできる自主事業を行い、施設の管理運営を行うものです。

○小島委員 例えば、スポーツセンターのプールを利用する場合に、プールの利用料というのは今までのままで、指定管理者が水泳教室を自ら行う場合に水泳教室の指導料といいますか受講料とい

うのを取る二本立てになるということなのですか。

○生涯学習推進課長 入場料につきましては、区が上現額を設定し、条例で定めます。上限の範囲内で指定管理者が料金を協議し、決定します。現在、企画課とその料金を調整しているところです。現行400円をプールの入場でとっております。入場料をお支払いいただくことは変更ございません。

指定管理者が例えば早朝のプールの教室ですとか、午前中の比較的あいている時間に、先生がおっしゃられましたクロールの教室ですとか、そういったことを事業として開始して収益を上げるというような仕組みを考えているところでございます。

○小島委員 そこら辺の指定管理者へのコントロールはだれがやるのですか。

○生涯学習推進課長 事業の計画は、私ども生涯学習推進課が、こういう事業だということで指定管理者から報告を受けて、承認をして、実施をしておりますので事業者が好き勝手に企画・運営できるわけではございません。その辺は私ども生涯学習推進課でしっかりと事業者を管理してまいりたいと思います。

○綱川委員 収益事業に走ってしまって、一般区民が使おうと思ったら、「今日は教室でだめです」とかということばかりになってしまうと困りますよね。

○生涯学習推進課長 現行、スポーツセンターは、平日の夜と土曜・日曜と、プールとかトレーニングパークもそうですけれども、かなり多くのお客様がいらしています。反面、平日ですと、そういったところは人がなかなか入らない。そういった空いている時間の稼働率を上げるというところで、そういった枠を使い、教室など自主事業を展開していくことを考えております。

○澤委員長 せっかくある施設をより効率よく活用してもらうためには、ぜひ指定管理者にも色々アイデアを出してもらってより良い運営をしてもらいたいですね。

○生涯学習推進課長 現行、管理経費をそのまま区の方から指定管理料として支出しているのですが、今回、利用料金制を入れるということは、料金を見込んだ分は減額をさせていただきますので、管理の経費とかは圧縮されますので、その圧縮された分、収入を見込んだ分を減らしますので、その減った収入の見込みの分は受けた指定管理者が努力をしてそこを埋めていく、または、もう少し伸ばすという努力をして、より事業者の創意工夫が発揮される仕組みに新しいスポーツセンターを変えていきたいと考えております。

○教育長 最後のところ、「また」の後の2行ですけれども、「指定管理者が幅広い区民を対象に教室やイベント等を積極的に開催できるよう、指定管理者のインセンティブとなる利用料金制度」と書いてあるのです。指定管理者のための利用料金制度だというような印象を受けられるのはまずいわけで、指定管理者がインセンティブをとってこうすることによって、区民もまたそこに恩恵がたくさんあるのだということ表現しないといけないと私は思います。その辺、しっかりもう1回まとめ直しをお願いします。

○生涯学習推進課長 ご指摘のとおり、指定管理者のための制度のような捉えられ方をしてしまう表記ですので、この辺は改めまして、区民サービスの向上に結びつくというようなところを分かり

やすく表現するよう改めたいと思います。

○澤委員長 せっかくある施設を有効に活用するためにはいいことだと思います。よろしゅうございますか。

3 港区社会体育優良団体表彰について

○澤委員長 次に、「港区社会体育優良団体表彰について」。生涯学習推進課長、よろしくお願いたします。

○生涯学習推進課長 それでは、港区社会体育優良団体表彰についてご報告いたします。資料ナンバー4をご覧ください。

教育委員会では、社会体育関係団体の表彰について、1年に1回、体育の日に表彰状を授与するというので、社会体育関係団体の表彰団体を決定してまいりました。今年も港区社会体育優良団体表彰要領に基づきまして、3つの団体を表彰団体として決定しましたので、ご報告いたします。

表彰団体につきましては3団体ございます。ひまわり会、土踊会、港区釣魚連合会になります。大変申し訳ありません。資料の訂正をお願いします。(3)の「港区釣魚連合会」ですが、「連合」の次に「会」の表記が抜けておりました。「港区釣魚連合会」でございます。

各団体の略歴でございます。次のページをおめくりください。資料の2枚目、「各団体の略歴」ですが、ご説明をさせていただきます。ひまわり会は卓球の団体です。港区在住の婦人を中心に昭和57年4月に設立されております。30年以上、各自が運営の母体となるという自覚を持って自主的な活動を続けております。また、生涯スポーツとしての卓球を港区に根づかせるとともに、情報交換や幅広い世代間の交流の場になるなど、地域に貢献しているところでございます。

また、土踊会です。土踊会につきましては、昭和53年1月に、「リズムに合わせて身体を思いっきり動かそう」というタイトルのスポーツ教室が開催されたのを機に、3カ月の講習会を経て、同年4月に設立されております。以来30年以上にわたりまして、フォークダンスの練習は、生涯を通じ健康であり続けるための大きな財産になっているとのこと。長年にわたる定期的な練習につきましては、生涯において健康であり生き生きと自立した生活を可能にしており、親睦の場としての地域コミュニケーションの形成にも大きな役割を担っているということです。

次、港区釣魚連合会でございます。港区釣魚連合会は、昭和25年に設立されまして、以来60年以上の長きにわたりレクリエーションスポーツの振興と発展に尽力をしてきました。釣魚を通じた仲間との出会いと自然との融和を大切に、地域コミュニティづくりに取り組んでいるところで。東京都の大会におきましては、ここ10年間で7回優勝するという顕著な成績をおさめております。現在、4連勝中という快挙を成し遂げているところでございます。

次のページには、今回根拠となります社会体育優良団体表彰の要領を添付してございます。

その次以降は、各団体の詳しい功績調書を添付してございます。

以上の3団体ですが、本年10月8日、港区民スポーツ体育祭において表彰をいたしたいと考えております。なお、要領の中で手続となっております港区スポーツ運営協議会への意見聴取でござ

います。港区スポーツ運営協議会を8月29日に開催しまして意見を聴取したところ、特段意見はありませんでしたという状況になっております。

以上、3団体の表彰につきましてご報告をさせていただきます。

○澤委員長 社会体育優良団体表彰につきまして説明をもらいましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。

港区スポーツ運営協議会からは、今年は意見はありませんでしたということですが、今まではご意見等はあったのですか。

○生涯学習推進課長 特段、団体への意見というのはない状況でございます。昨年度は、表彰の団体の数をもっと増やしてもいいのではないかなというなお話がありました。

○澤委員長 なるほど。

昨年もそうだったのですけれども、今回はどこかが推薦してきたのか、あるいは、生涯学習推進課の方で団体の業績というか実績を見て候補を挙げてきたのか。最終的な決定は次長にあるのですけれども、いかがでしょうか。

○生涯学習推進課長 資料の3枚目の「港区社会体育優良団体表彰要領」でございますが、その中の第2条に「対象団体」がございます。対象団体につきまして、(1)(2)(3)がございます。今回、(1)の「港区社会体育団体登録要綱に基づく登録団体」というところで、この中で、上記の2団体になりますひまわり会と土踊会の活動の履歴を私ども生涯学習推進課の方で調べまして、また、実際に活動されている状況も現地で見学させていただいて2団体を決定したところでございます。港区釣魚連合会につきましては、(2)の方の「一般財団法人港区体育協会に加盟している競技団体」ということで体育協会の方から推薦を受け、決定しているところでございます。

○澤委員長 それぞれの地域でボランティアということで、こういう会を運営するのは、世話人の方は色々努力されて、特に長年続けるということとはなかなか難しいことです。そういう方は、別段表彰してもらおうと思ってやっているわけではありませんけれども、一生懸命やられている団体を生涯学習推進課の方でピックアップして表彰してあげるといことは、また一つのやりがいといいますか、そういうことにもつながるのではないかなと思います。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしゅうございますか。

4 生涯学習推進課の8月事業実績について

○澤委員長 次に、「生涯学習推進課の8月事業実績について」。生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、生涯学習推進課の8月の事業実績についてご報告いたします。資料ナンバー5をご覧ください。

8月の実績ですが、8月22日につくば市、8月23・24日にいわき市の物産市を実施しております。今回、スポーツ関係の行事につきましては、8月ということですのでお休みをしております。報告は以上です。

○澤委員長 何かご質問ありますでしょうか。

このばる一んでの物産展は結構人気があると前に報告をもらいました。よろしゅうございますか。

5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○澤委員長 次に、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」。生涯学習推進課長、よろしくお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、生涯学習推進課の各事業別利用状況についてご報告をさせていただきます。資料ナンバー6をご覧ください。

各施設事業の8月の利用状況の集計になります。また、学校屋内プール、小・中学校一般開放、遊び場開放、スポーカル六本木の集計につきましては、7月分の報告です。

今回特に目立ったところを報告させていただきます。「平成24年度運動場等利用集計表」、運動場の利用状況の集計の中の「芝公園多目的運動場」ですが春、秋、冬はフットサル場、夏はプールに転換をしております。そのプールですが、今月8月に3万2,730人と大変多くの方においでいただきました。1日当たり1,000人来ていただいている状況でございます。日曜日につきましては2,200人を記録したところでございます。この夏は芝公園多目的運動場のプールを大変ご利用いただいております。これは、引き続き、指定管理事業者とともに利用しやすい雰囲気づくりに努めて、また多くの方が来場されるよう取り組んでいきたいと考えております。

報告につきましては以上でございます。

○澤委員長 今の報告に対しまして何かご質問等ございますでしょうか。

プールの利用が大変多かったということで、それだけ区民の皆様から利用されているということはずごくありがたいことです。私も少し前は、夏になるとここに行っていたのですけれども、ちょっと混んでいると、とてもではないけれども、泳げる状況ではありませんでした。

それでは、よろしゅうございますか。

6 2020年オリンピック・パラリンピック東京招致気運醸成事業について

○澤委員長 次に、「2020年オリンピック・パラリンピック東京招致気運醸成事業について」。国体推進担当課長、説明をお願いします。

○国体推進担当課長 それでは、2020年オリンピック・パラリンピック東京招致気運醸成事業についてご説明させていただきます。資料はナンバー7になります。

オリンピック・パラリンピック競技大会の2020年東京招致に向けて、特別区長会の助成金を活用した気運醸成事業を港区においても展開し、東京都が推進する招致活動を全面的に支援・協力していくものです。

まず、助成金を活用して新規に実施する事業は、街頭ビジョン広告等を活用したPR活動や公式グッズを区や商店会等のイベントで記念品として配布する事業、そして、区広報誌等によるPR活動を予定しています。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会が実施する事業を活用して実施す

○網川委員 色々なイベントというか啓発活動で、区民が受益できるようにしていただければいいのですけれども、こういうのになると、大体、物をつくって配る、そっちの方にお金がいっぱい行ってしまいますので、子どもたちに講演してもらおうとか、そういう方にお金が行くようにしていただければと思うのです。よろしくお願いします。

○国体推進担当課長 補正予算を組んで色々な事業を予定しておりまして、こちらの方は、支所などの色々なイベントで啓発に使いたいと考えております。

「2020オリンピック・パラリンピック招致委員会が実施する事業」については、特に区の負担はなく、招致委員会の方でオリンピック・パラリンピアンの方を小・中学校に派遣をしてくれるということですので、それは積極的にどんどん活用していきたいと思っております。

○澤委員長 さっきの70%というのは、どこが調べたのですか。

○国体推進担当課長 こちらのパーセンテージなのですが、おそらくどこかの会社が調べているのだと思います。IOCの独自の調査という形になっておりますので、どんなところを対象にどういった形で調査したかというのは一切非公開となっております。

○澤委員長 なるほど。いずれにしても公式の数値ということですね。

○国体推進担当課長 そうですね。

○澤委員長 その辺のところは、東京の場合には残念ながら弱いということですね。

○国体推進担当課長 ほかの民間会社など調査を独自にやっているところもあって、そういう調査では、これらの支持率が50%を超えているのではないかというデータもある中で、IOCの独自調査で発表した中では47%と低くなっています。招致委員会はあまりそこを納得していないところがございます。

○澤委員長 この件はよろしいですか。

7 港区立港郷土資料館の臨時休館について

8 港区立港郷土資料館特別展開催中の開館日の変更について

○澤委員長 次に、「港区立港郷土資料館の臨時休館について」。この案件は、次の「港区立港郷土資料館特別展開催中の開館日の変更について」と関係していますので、一括して説明を受けたいと思います。図書・文化財課長、よろしくお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、報告事項7「港区立港郷土資料館の臨時休館について」、及び、報告事項8「港区立港郷土資料館特別展開催中の開館日の変更について」の2件は、郷土資料館の特別展開催に伴います開館日等の変更に関するものですので、合わせてご報告させていただきます。

概要でございますけれども、報告事項7につきましては、特別展の開催の前後に、展示替え等のために臨時休館させていただくという内容でございます。また、報告事項8につきましては、特別展の開催期間中、通常は休館日となっております日曜日、祝日を閉館いたしまして、代替で月曜日を休館とするような内容でございます。

資料9の裏面をご覧ください。10月から12月までの3カ月を1枚のカレンダーにまとめてい

ます。この中の真ん中、赤い太線で囲んでおります10月27日から12月16日が特別展の開催期間でございます。赤線で囲ってあるところの前後でございますけれども、グレーで網かけをしている日程が、先程申し上げました展示替えに伴いまして臨時休館になる日程でございます。それから、赤線の中、開催期間中でございますけれども、日曜日につきましては網かけをさせていただきますけれども、通常休館ですが、この期間は開館させていただく形になります。そのかわりといいますか、月曜日のところが青く網かけしてございます。こちらは代替で休館日という形になります。それから、11月15日のところが1日だけ青く塗ってございますけれども、こちらは郷土資料館の階下の三田図書館が月1回の館内整理日となつてございまして、その影響で郷土資料館の方もあわせて休館日とさせていただくものでございます。また、ちょっと分かりにくいのですが、金曜日のところに「●」がついてございます。こちらの開催期間中の金曜日につきましては、開館時間の延長を行います。通常ですと5時閉館となっておりますけれども、この金曜日につきましては、19時45分まで開館させていただく予定でございます。

これらの日程、開館日等の変更についての広報につきましては、資料記載のとおり、「広報みなと」、ホームページ、館内ポスター、特別展のチラシ等で利用者に周知する予定でございます。

それともう1点でございます。資料の説明は以上でございますけれども、あとは、肝心な特別展の方でございますけれども、今年度の特別展につきましては、テーマを「江戸の大名菩提寺」といたしまして開催いたします。特別展の内容につきましては、後先になって申し訳ございませんが、次回の当委員会でご報告させていただく予定でございます。

説明は以上です。

○澤委員長 特別展開催に当たりまして休館日等の変更の説明がありましたが、何かご質問等ございますでしょうか。特別展は何をされるのですか。

○図書・文化財課長 今年度の特別展でございますけれども、テーマは「江戸の大名菩提寺」といまして、港区は、江戸時代は今の地域の7割ぐらいが大名屋敷と寺院というようなことで、そういった大名屋敷と寺院のつながりというものがあったというようなこと。あと、そういった大名菩提寺が後に江戸末期には、外国の高官を接遇する施設として利用されるようになり、それが今、港区内にたくさんある大使館につながっているということもございますので、そのあたりの港区の今につながる流れも含めて展示等をさせていただきます。

○澤委員長 赤坂地域で「赤坂を歩こう」という会があり、夏なので歩くのはやめて講演会を開くということで、黒田藩の今の26代当主というのが話しをされました。黒田藩の中屋敷が氷川の福吉町、今は「福吉町」と言わないのでしょうかけれども、そこに2万坪ぐらいの中屋敷があって、明治維新になつてもそこに住み続けられ、現在もその当主が赤坂に住んでおられます。江戸から明治、大正、昭和といった明治維新以降の大名の当主というのはどうなったのかというようなことで話を聞こうという趣旨でした。私の知り合いがその会のメンバーだったので行きましたけれども、「へえーっ」と思ってなかなかおもしろかったです。大名の当主というのは、公爵とかになって、通常、学習院に行くのですけれども、その当主の方は、お母様の方針で、氷川小学校、赤坂中学校と公立

を卒業されました。自分は父親の跡を継いだが、それまで黒田藩の当主というのはどんな役割をしているのか、興味はなかった。おやじの跡を継いで、黒田官兵衛は姫路が出身なので、姫路の行事にも呼ばれるし、福岡の修猷館と言ったかな、そこが黒田藩の藩校の歴史を引き継いで、卒業生の方に聞いたら、今でも200年とか、何か行事があると当主として呼ばれるということでした。港区というところは、今、沼倉課長も言われたように、そういう意味で色々な歴史のある地域ですね。よろしゅうございましょうか。

9 図書館・郷土資料館の8月行事実績について

○澤委員長 次に、「図書館・郷土資料館の8月行事実績について」。図書・文化財課長、よろしくお願いたします。

○図書・文化財課長 それでは、報告事項9、図書館・郷土資料館の8月行事実績についてご報告させていただきます。資料ナンバー10でございます。8月の実績ということでございまして、特に8月につきましては夏休みということもございまして、子ども向けの行事、あと、終戦の関係がございまして、平和関連の事業等が特に多かったということでございます。

資料の2ページをご覧ください。「映画会」でございます。こちらの方、8月に集中して平和映画会ということで、各館で名称等も多少変えたりはしてございますけれども、平和関連の映画会を実施してございます。あと、8月6日から10日まで、高輪図書館分室の方で「シネマウィーク」としまして集中的に映画会を実施してございます。

それから、4ページ、「子ども会」の方でございます。こちらの方も夏休み、8月に集中して、工作会、あるいはプラネタリウム等々、各館でそれぞれ趣向を凝らして子ども向けの行事を実施してございます。特にこの夏休みの子ども会につきましては、参加数がそれぞれ書いてございますけれども、色々な行事もほぼ定員いっぱいご参加いただいておりますので、大変盛況な状況でございました。

それから、その下、「その他」でございます。ちょうどオリンピックの時期と重なったということもありまして、ちょっと古いですが「東京オリンピックハイライト」という16ミリの映像を上映いたしました。こちらの方は参加者数の数字が伸びなかったということがございますけれども、ここには載せてございませんが、8月23日に特別養護老人ホーム麻布慶福苑へ出張しまして、同じ16ミリをそちらの方にいらっしゃるお年寄りの方に見ていただきました。昔をちょっと懐かしむということで喜んでくれたというようなことがございました。

それから、郷土資料館の方につきましても、夏休み体験ミュージアム、あるいは夏休み学習会ということで、実施をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○澤委員長 ただいまの説明に対しまして何かご質問等ありましたらお願いします。

○小島委員 お話し会でお化けがいっぱい出てきて楽しそうなのですが、お化けの話で結構人が集まってきているようですね。お話し会は幼稚園の子どもぐらいいしたか。もうちょっと下の年齢の

お子さんもいるのですか。

○**図書・文化財課長** 基本的には未就学児の方を対象にしていますけれども、幼稚園ぐらいのお子さんもいれば、もうちょっと小さいお子さんもいらっしゃいます。そのときそのときに合わせたお話の内容ということで実施しております。

○**小島委員** 8月だから、子どもたちがどんな反応を示したのか、見てみたい感じもしますね。

○**澤委員長** ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

10 図書館の8月分利用実績について

○**澤委員長** 次に、「図書館の8月分利用実績について」。図書・文化財課長、よろしくお願いいたします。

○**図書・文化財課長** それでは、図書館の8月分の利用実績についてご説明させていただきます。資料ナンバー11でございます。

実績につきましては、資料記載のとおりでございます。前年と比較して若干増えている図書館、減っている図書館はございますけれども、全体を通して見ると、ほぼ前年並みということでございます。堅調に推移しているところでございます。ただ、今年になってからの動向というところでは、高輪図書館の利用者が全体的に若干減っているところがございます。多分、理由として考えられますのが、分室が近隣にできておりますので、そちらの方と利用者を分けているということもあるのかなと思います。いずれにしましても、分室と高輪とそれぞれの特徴がございますので、改めて事業のPR等をして利用者の拡大に努めていきたいと思っております。

○**澤委員長** ただいまの利用実績の説明に対しまして何かご質問等ございますでしょうか。

○**教育長** 高輪図書館分室ですけども、8月31日現在の利用登録者数569名、これは順調に少しずつ増えているのですか。それとも横ばいなのですか。

○**図書・文化財課長** 数字的に569名ということで、ほかに比べてちょっと少ない数字にはなっております。ちょっと手元にはないのですけれども、確か前月が500名弱でしたので、着実に増えています。もともと高輪に登録されている方もいらっしゃいますので、そういう意味では新たな人を呼び込んでいくということになりますので、数字としては少ないですけども、着実に今後もPRして、増やしたいと考えております。

○**教育長** 私は少ないとは思っていないのです。分室ですからね、子どもの方なので。それが順調に増えていっているのかどうかということが聞きたかったのです。当然、ほかの図書館とこの分室は役割が全然違うので。今の説明だと、順調に利用登録者数が増えているということですので、よかったなと思います。その前の資料などを見ても、色々、映画会とかもたくさん来ているみたいで、よかったなと思います。

○**澤委員長** いずれにしても、スポーツもそうですけれども、こういう文化的なことも区民の皆さんの関心があることだと思います。私は、この間の日曜日に久しぶりに上野の東京都美術館に行きましてフェルメールを見てまいりました。テニスの仲間が院展に入選して、それが東京都美術館で

展示されているというので行ったのですが、ツタンカーメンが大変な行列で、日本人というのはこういう文化的なことに結構関心が強いのだなと思いました。ぜひとも区民の皆様にもそういう文化的な面についても満足していただけるような事業ができますよう沼倉課長、よろしくお願いします。

それでは、この件に関しましてはよろしゅうございますか。

1 1 他自治体の小中一貫教育校等への視察報告について

○澤委員長 次に、「他自治体の小中一貫教育校等への視察報告について」。指導室長、よろしくお願いいたします。

○指導室長 資料ナンバー12になります。今回ご報告いたしますのは、5月8日、第5回教育委員会定例会の中で、各自治体の小中一貫教育校等への視察の実施の予定につきまして、アカデミー単位で行うということでご報告いたしましたけれども、その後、6月の後半にかけて、校長、園長がそれぞれアカデミー単位で視察に行きまして報告書にまとめましたので、その内容についてご紹介するものでございます。

資料につきましては全部で11ページございますがアカデミー単位でございますので、10のアカデミーの資料です。

まず、どこの学校に行ったか、訪問先があります。それから、プロットが四つ、これは共通しています。1「訪問先の概要」、それから、2「幼小中一貫教育を推進するための組織体制の工夫」ということ、3番目に「幼小中一貫教育推進のための主な取組内容」、4番目として「幼小中一貫教育推進の成果と課題」ということで共通のプロットを立てまして、それによってまとめたということでございます。

限られた時間でございますので、ポイントを絞って、施設一体型、施設隣接型、カリキュラム連携型ということでいくつかご紹介させていただきたいと思えます。

まず、施設一体型でございます。1ページをご覧ください。お台場アカデミーからの報告です。お台場アカデミーにつきましては、江東区立有明小・中学校ということで、一番最初に載っております。平成23年4月に開校したということで、まだ歴史の浅い小中連携型の学校ということで、一貫教育ということよりもむしろ連携型の学校ということです。既存の小学校と中学校それぞれの枠組みの中でいかにして小・中の連携を深めていくかということの研究をしている学校ということです。総括いたしますと、まだ研究の途上にあるという学校ですので、研究の面というよりも、お台場学園と地理的に非常に近いところにあるということから、今後も含めまして、お互いに情報交換しながら小中一貫教育の推進ということで内容を確認してきたということが読み取れます。

次は、2ページ目の朝日アカデミーからの報告です。朝日アカデミーにつきましては、武蔵村山市立村山学園というところを訪問してございます。この朝日アカデミーの訪問した学校につきましては、ちょうど大きいプロットの2番の上から4つ目の「・」の後に書いてあるのですけれども、武蔵村山学園学校運営協議会という組織を立ち上げている中で教育活動を進めているというところに特色があります。この学校運営協議会を設立する中で、いわゆる地域の教育力を生かす取り組み

を行っているということ。そして、大きなプロットの3に載っておりますけれども、小中一貫教育カリキュラム、義務教育9年間の系統性・継続性に留意したカリキュラムをつくっているということに特色があるということでございます。

次に、3ページでございます。今度は施設隣接型の比較ということで視察が行われました御成門アカデミーでございます。御成門アカデミーが訪問いたしました汐入東小学校と第三中学校というのは、いわゆる道1本隔てて小・中が隣接している学校で、御成門中学校と御成門小学校の関係に非常によく似ているということでございます。特にこの中で注目できるのは、3の二つ目の「◆」に具体的な実践として少し載っておりますけれども、英語の分科会でALTの活用ですとか「英語ノート」の活用、あるいは9年間の「語彙リスト」などを作成しているということ、あと、いわゆる校種ごとに児童・生徒観について、あるいは授業観について教員間で共通理解が図られて、系統的に育成していくということを認識している、そういうことに重きを置いているということが読み取れるということです。いわゆる小中一貫校の一つの考え方の中には、教員認識の変容が大事だということがありますので、そういった点から視察が行われたということで読み取れるかと思えます。

次に、7ページまで進んでいただきまして、高松アカデミーの報告でございます。ここは、特色といたしまして、品川区立台場小学校・のびっこ園台場ということで、いわゆる品川区の台場小学校と幼保連携並列型の幼保一体型施設のびっこ園台場を併設しているというところを視察してきたということでございます。

ここでは主に小学校と幼稚園との連携の部分で合同研究等を実施しているということがございます。特に一番下の4の「幼小中一貫教育推進の成果と課題」というところで、「小学校の教員が常に幼稚園を意識するようになったことや、教員同士の動きが見えるようになり理解が深まった」ということと、この学校の報告の中で、一番下にあります「私立に進学する子供が減少したり、学級の荒れが少なくなったりするなどの効果もでている」ということが報告に載っております。

駆け足で恐縮ですけれども、9ページまで進んでいただきたい。9ページは、高陵アカデミーが三鷹市の鷹南学園というところを視察してございます。ここはいわゆる小中一貫教育校ですけれども、施設が完全に分離しているということで、本区で言いますカリキュラム連携型のアカデミーに相当するということでございます。ここでの特徴としましては、3というところに出てきますけれども、施設が離れていても、小学校と中学校の教員による相互乗り入れの授業の展開ということが一つ特徴としてあります。また、各子どもの発達段階について理解を深めるということで、小学校と中学校それぞれの教員が授業に置いて指導上のお互いのよさを学び合うということで指導力の向上を図ることが報告されてございます。この視察の結果、こういった相互乗り入れの授業をするための人的な配置ですとか、いわゆる情報共有のためのコンピュータのネットワークの整備の必要性などもこちらにうたわれております。

今回はこれで総括させていただきますけれども、この報告書につきましては、大きく分けて四つの点から今後の私たちに参考になるとふうに捉えております。一つはカリキュラムの面です。それから連携の質の面、そして教員の意識の変容、そして授業改善という四つの点をこの報告の中から

それぞれ読み取って行って、今後の研究に生かしていきたいと考えているところでございます。

特にこの内容につきましては、先日程行われました9月の定例校園長会で、校園長でも情報提供しておりますので、今後そういったものを活用しながら研究を進めていく。さらに、この視察以外に今の進捗状況につきまして、例えばこの夏休みの間に、いわゆる合同研究会ということで、1学期の後半から夏休みにかけてそれぞれアカデミー単位で打ち出しております。白石統括主事も講師として呼ばれて行ったりしておりますけれども、こういった視察も踏まえまして、全教職員が一堂に会した研修会なども夏休み中に行われておりますので、一步一步進んでいるということでございます。以上です。

○澤委員長 本教育委員会としても非常に意欲的な試みで、中学校を中心にして幼小中の園長、校長先生が他地区のそういう小中一貫教育校を訪問して、報告書を提出してもらいました。今、指導室長からその説明をもらいましたけれども、何かご質問等ございましたらよろしく願いいたします。

○小島委員 港区で小中一貫教育を全面的に推し進めようということで、今、そのような施策を進めるに伴い、問題点が一つ一つ浮き彫りになってきたと思うのです。それを踏まえて、指導室でなお一層小中一貫の教育効果が出るように今後とも努力していただきたいという要望です。

あと、これを読んで、色々な問題点が出てきていると思うのですが、素朴な疑問として持っていたところで、お台場アカデミーが訪問した江東区立有明小学校・有明中学校のところの4の「成果と課題」のところで、運動会などにおいて、小学生に合わせることによって、中学生が本来目指すべき競技ができなかったと。そういうことで、保護者の間から賛否両論意見が分かれているというのがあるのですが、素朴に言って、そういう点がなきにしもあらずですが、異年齢の子どもたちがお互いに刺激し合ってやっていくというそのプラスの面を強調してもらえば、こういう問題は少なくなるのだらうと思います。保護者から見ると、やはりそういう点はまだ残っているのですか。

○指導室長 例えば、小中合同でやる運動会のよさというのは、中学校3年生が走る姿を小学生が見ると「すごいな」と。自分が9年間の義務教育を終わったところで、こんなに体も大きいし速く走れるというところが見えたり、集団の色々な表現活動、例えばダンスですとかあるいは組み体操など色々な意味で刺激を受けることができるというのは間違いのないと思います。大事なことは、ただ一緒にやればいいというものではありません。それぞれ運営の仕方ですね。小学校1年生などというのは見る時間が長くて、最後のところで退屈してしまっ、ほとんど見ているだけの状態だったということが起こると、保護者も自分のお子さんが活躍する姿を見たいということもありますので、そういった工夫の余地はあると思います。やはりこれは運用上のことで解決していく問題ではないかと思っています。

○永山委員 運動会については、毎年毎年色々な意見が保護者から出てきます。やはり中学生の保護者からは「マイナス面が多い」という意見が小学生の保護者より多いです。ただ、その意見を毎年毎年色々工夫しながら、それを改善できるようにして行って、大分よくなって、中学生も伸び伸びと達成感が持てる運動会になりつつあります。

○**綱川委員** 色々なところに連携コーディネーターと書いてあるのですけれども、どういう役職の方が担当しているのですか。

それと、鷹南のところに「財政措置を行っている」と書いてあるのですね。その辺のことは、港区はこれからどういうふうに考えていきますか。

○**指導室長** 本区におきましても、今年度から小中一貫教育のコーディネーターという役割を位置づけております。それぞれ学校間の連絡調整が必要ですから、それを責任を持ってやるという役割を校務分掌に位置づけてもらっているという状況です。三鷹のやり方ですと、距離が離れている学校で授業交流をするときに、その先生が出かけていくと、どうしてもその分授業を補充しなければいけないということで、そういった財政措置が必要になるということが出てきていると思いますので、果たしてこのことが本当に教育的に効果があるのかなのかということはまだ議論していく必要があると考えております。

○**綱川委員** コーディネーターというのは、例えば指導主事を新たに配置するとかそういうことではなくて、各学校での担当者ということですね。

○**指導室長** 自治体によって若干違うと思いますけれども、港区においては、小中一貫教育で連携するというので、全校、誰がコーディネーターということで学内で決めています。

○**澤委員長** 前に朝日中に行ったときに、中学校は当然教科担当ですが、その子の成長に何が必要なのかを考えるために、コンピュータで情報を一括管理して、どの先生も、ほかの教科の情報を共有するというようなことをやっていました。ほかの中学でもやっているのかもしれませんが、それがすごく重要なことだなと思いました。改めて、小学校、中学校も、9年間一貫してある子どもについてその成長を教員がきちっと把握するためには、コンピュータネットワークのシステムをリンクさせるとか、教育委員会がある程度きちっと配慮して環境整備することも、小中一貫教育の成果を上げるためには大事なのかなという気がしました。

いずれにしても、小学校の先生が中学に行ったときに、中学の生徒がどこでつまづいているのかとか、小学校でこういった教え方をすれば中学校でつまづかないのではないかと考えていただく。そういう交流があるということは、先生方にとっても、また新しい子どもに対する指導方針とかが出てくる。小中一貫、幼小中一貫教育というのは、可能性、ポテンシャルとしてはものすごく高いと思いますし、それをいかに引き出すかということがこれからのうちの教育委員会の大きな目標なのでしょう。

○**教育長** この報告書は、それぞれの中学校単位であるアカデミーに、先進校、あるいは今取り組んでいるところ、あるいは自分たちの連携型と同じような連携型をやっているところ、そういったことに合わせて学校訪問されたようだけれども、まとめることも大事なのだけれども、これを少し読み込んで、それぞれのアカデミーにしっかり勉強を進めてもらいたいと思っています。

私、これを全部読んだときに、5ページの品川の荏原平塚学園の中で、うちでやっていない取り組みの中で、おもしろいな、ちょっと参考になるなと思ったのは、5年生から50分授業をやっているのですね。5年生あたりからは、多分、港区でもやっているような教科担任制を導入している

のでしょうから、そうすることによって、時間割の差がなくなるので小学校と中学校の教員の相互乗り入れが非常にやりやすい話ですね。その辺のところと、定期考査なども5年生からやっているとか、港区でまだできてないようなところの参考になるところというのはあるので、ぜひそういったところをポイントを挙げながら、各学校で学んでいってもらいたいと思うのですね。

もう一つは、港区でも、お台場学園のアカデミーは小中一貫で先進的にも取り組んでいて、それは子どもたちの小学校の段階での学力の向上、中学校はなおさら、そういった生活指導、学力の面で非常に成果が上がっているわけですね。なぜ成果が上がっているのかという分析の中で、やはりこの報告書にもいくつか見られるように、15歳までの義務教育を法律で行っているわけですが、そのときの小学校と中学校の教員の共通理解。一つの教育方針の中でしっかりと生活指導、授業、あるいは行事といったものをしていく。あわせて、保護者や地域との連携というのがお台場学園は非常にうまくいっている。つまり、開かれた学校になってきているということです。そういったことも踏まえて、お互いに勉強しながら、地元の施設、施設に合った小中一貫教育を進めてもらういい資料になったと思いますので、その辺よろしくお願いします。

○小島委員 カリキュラム連携型で、施設一体ではなくて、中学校と小学校が離れていて、中学校一つに対して小学校が2、3校ある、それぞれ離れているという場合に、中学校の先生が小学校へ行くのは色々な意味で大変と思い、当委員会でも、私、前に質問したことがあるのですが、これの中で、色々なところにあったと思うのですが、ちょっと気がついたのは、青山アカデミーの一番後ろ、11ページの「課題」というところで、「小学校の出前授業の後、補充講師でいい講師が見つからない（報償費の単価が安い）」ということが書いてあるのですが、これは非常に切実な問題だと思うのです。指導室長としてどんなお考えをお持ちですか。これをうまく解決しないと、いくら小中一貫でアカデミーといってもなかなかうまくいかないのだろうと思います。

○指導室長 中学校の先生が小学校の授業に行くと、中学校の教師にも授業がありますので講師対応という考え方はあると思います。そういった中で、この報告の中では人材確保に苦勞しているということだと思います。よその市ですのでよく分からないのですけれども、おそらく、三鷹市は全市展開でこういうやり方をしておりますので、講師の人材確保をどうするかといったときに、方法論としてあるのは、その講師の質を上げるということなので、一律に集めて研修をすとか、そういった手だてをとっていかないと、来てもらったはいいけれども、後の授業がだめだったということも起こり得るので、教育の質を上げるという観点から、教育委員会もかかわっていきたいと思います。

○小島委員 港区の場合でも後補充講師を採用してやらなくてはいけないという方向になってくるのですか。

○指導室長 まだそこまで協議は進んでいないのですけれども、地理的な距離を超えて相手の学校にまで行って授業をやるのが教育的効果が高いということであれば、当然、措置としては出てくると思います。ただ、そのときに、今申し上げましたように、ただ講師を入れればよいということではなくて、きちんと育成して入れるという発想が必要になってきます。

○小島委員 分かりました。

○永山委員 お台場学園については、地域の名前をぜひ使ってほしいということですのでお願いしたのですが、学園という名前が前面に出ているので、小中の名前が出ることはそうないので、そこまで変える必要はないと。地域としては「本当は変えていただきたい」という意見がすごく多かったのですが、それは「そうですか」ということで、「お台場学園」が前面に出るということで納得したのですが、先日の水泳記録会にしる、どうしても「港陽」という名前が前面に出ていて、応援するときも「港陽」ということでかけ声をかけていました。それから、地域のキャンプだと色々な行事も、学校名を書く欄には「港陽小学校」「港陽中学校」と書いている子がいますが、2名ぐらいが「お台場学園」と書いていたのもありました。これはちょっと問題だよねということで地域で色々話し合っているのです。PTAとしては一切統一し、「お台場学園」のみにしようということで資料配布は全部そうしているのですが、その辺、どういう使い分けをしているのかなと。

○指導室長 よく福井校長は、発言するときに「小中一貫教育校お台場学園・港陽小学校」とか「港陽中学校」とかなり意図的に使っていますので、おそらく意識の中にはあるのだと思います。設置上は小学校と中学校は別々に設置していて、通称で「学園」と使っているものですから、そういうことが起こってくるということです。おそらく、正確には「お台場学園・港陽中学校」「お台場学園・港陽小学校」という通称名が定着してくることは一般的になってくるのかなと思いますけれども、まだその途中段階ということでしょうか。私も内情まではちょっと分からないのですけれども。

○教育長 法律の問題も一つありまして、小学校と中学校とも小中一貫教育校というのが法律上まだ定められていないのですね。これが将来定められるようになると、例えば「小中一貫教育校お台場学園初等部」とか「中等部」とか、そういう言い方も今後は可能になってくるかもしれない。しかし、今のところは法整備がまだできていないので、両方の使い分けをしているということですね。ただ、我々としても、「お台場」という名前については区民とともに設置した名前ですから、これを大事にしていって、そして一体感を持って教育を進めるということが大事なのではないかなと思います。

○綱川委員 港区は、平成27年に地域支援本部を開設するとか、そういう計画になっていますけれども、この中で、生活指導面とか、今問題になっているいじめ対応とか、そういうものはあまりなかったのですが、ここに出ていないもので何かありましたか。報告書には生活指導面があまり書いていないのですが一貫校になってから、一貫校とか連携とかそういうのでメリットというのは何か出ていましたか。

○指導室長 私も、この訪問の報告書以外に直接校長から報告は受けてなく、生活指導で実際に成果が上がったというのは、特に大きくは聞いておりません。しかし、先程報告させていただいた報告書の中にも、授業がかなり落ち着いてできているということが出ております。

○澤委員長 時間もありますので、この幼小中一貫教育につきましてはまた次に伺います。いずれにしても、うちの場合、「お台場学園」が先行していい成果を上げつつあるということで、教育長が言われているように、区全体として一貫教育に取り組むということでもいいものができるように

みんなで色々頑張っていきたいと思います。指導室長、よろしくお願いします。

「閉 会」

○澤委員長 以上で、本日予定しております案件は全て終了しましたがけれども、庶務課長、何かほかにごいませんか。

○庶務課長 ごいません。

○小島委員 委員長、よろしいですか。最近のマスコミ報道によると、残念ながら、中学生がまた自殺されたということで、それに触発されたかどうかは分かりませんが、品川区の教育長が「いじめる生徒は出席停止にする。それを積極的に行う」と言っているような報道だったのです。文部科学省の取り決めでも出席停止は既にあることですし、私は、港区としてはいじめ問題について非常に力を入れて、子どもたちの「子どもサミット」でも取り上げているし、アンケート調査もして、港区では大きいいじめは絶対発生させないということで、教育委員会、各学校はやっているわけです。そういう場合に、あまり積極的に出席停止するというのは、教育の問題として果たして妥当なのかどうか、そこら辺非常に疑問を持っているのです。教育長、どのようにお考えですか。

○教育長 今、小島委員がお話しになったとおり、出席停止のことについては以前からきちんとできていますので、それをどのように運用していくのか、当てはめるのかということです。出席停止をしたら、これは懲戒ではありませんので、そこに教員が指導に行く。この指導計画から全てきちんと整えてやるということ。品川区の若月教育長は「抑止力としてそれを使いたいんだ」みたいな発言もありましたけれども、「それを伝家の宝刀的にやるから、おまえたち、そんなことをやらせないぞ」みたいなことではないのだろうと理解はしています。ただ、私どもは、小島委員がおっしゃったように、日頃から子どもたちの学校での状況、あるいは家庭での状況を学校だけで把握するのは難しいわけで、家庭とも、あるいは地域とも、社会の組織とも色々連携しながら、子どもたちの状況を正確に把握するとともに、子どもたちと常に話し合い、あるいは意見を聞くという体制をとる。何か起きた場合にはすぐさま行動する。初期対応を誤らないようにする。そういったことを徹底していくと、大きくなる前に早く手を打ってやっていくということが一番の基本だろうと思います。

それと、子どもたちが自分たちの成長というものをしっかりと感じ取れるような環境づくりとともに、そういう学習、あるいは楽しい生活といったものを送れるような工夫をこれからもずっと続けていく、そういう方向だと思っています。

○澤委員長 よろしいですか。

○小島委員 簡単に出席停止を発動されたのでは、少し違うのではと感じたので。

○澤委員長 では、ほかになれば、これもちまして本日の委員会を閉会といたします。

次回は、9月25日火曜日、午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。お疲れさまでした。

(午後0時17分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝 一 郎

港区教育委員会委員 綱 川 智 久